大規模小売店舗の新設に関する届出に対する市町村意見の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 1 項の規定により、都城市から意見を聴取したので、同条第 3 項の規定により次のとおり縦覧に供する。

公告日：令和 8 年11月13日

届出年月日：令和 8 年 6 月19日

店舗名：（仮称）都城早水複合商業施設

縦覧場所：宮崎県商工観光労働部商工政策課

縦覧期間：令和 8 年11月13日から令和 8 年12月14日 まで

意見の概要：別紙のとおり

都 商 第 ６ ８ ８ 号
令和8年１０月２６日

宮崎県知事　河野　俊嗣　様

都城市長　池田　宜永

大規模小売店舗立地法第８条第１項に基づく意見照会について（回答）

令和８年６月２２日付け 25010-1100-3 にて照会のあったこのことについて、下記のとおり回答します。

記

１　届出者

株式会社青木商事　代表取締役　青木　貴寛　　宮崎市吉村町今村甲４１８３番地１

株式会社コスモス薬品　代表取締役　横山　英昭　　福岡市博多区博多駅東二丁目１０番１号

２　大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）都城早水複合商業施設　　都城市早水町４５００番

３　意　見

当該店舗の届出に関し、周辺地域の生活環境の保持の見地からの意見はない。

４　留意事項

・宮崎県警が作成した「宮崎県警察駐車場事故防止対策ガイドライン」を参考に、路面標示等の注意喚起により駐車場内の速度の抑制対策をお願いしたい。

・「都城市みんなでまちを美しくする条例」を御理解いただき、定期的に店舗周辺の清掃活動等を行うなど、その社会的責任を認識し美しいまちづくりの推進に努めていただきたい。

・遮音壁について、Ｂ地点住民への事前説明では遮音壁なしで問題ないとのことだったが、オープン後に騒音の苦情があった際には、随時対応をお願いしたい。

・廃棄物処理については、一般廃棄物と産業廃棄物の分別について十分に指導監督していただき、適正処理をお願いしたい。また、グリストラップの底に汚泥（産廃）が溜まるため、定期的な清掃をお願いしたい。

・通学路であるため、事故防止として搬入車両等に対する注意喚起の看板設置等の対策を確実にお願いしたい。また、オープン時や繁忙期等は交通整理員を配置する等の対策を徹底していただきたい。なお、日常においても児童生徒が通行する場合の安全対策には確実な配慮をお願いしたい。

【文書取扱】　商工部　商工政策課　商工担当
ＴＥＬ：０９８６－２３－２９８３
ＦＡＸ：０９８６－２３－２６５８